マイナンバー制度に関する要請

マイナンバー制度については、昨年5月24日に成立し、平成28年1月から、マイナンバーの利用が開始されることとなっており、「より公平・公正な負担」と「きめ細やかな社会保障」を実現し、国民の「利便性の向上」、行政の「事務の効率化」に資するもので、災害時における「被災者支援対策」としても、活用が見込まれている。

マイナンバー制度を円滑に導入するためには、情報連携の根幹を担う地方のシステム整備が必須となり、国においては平成26年度政府予算としてマイナンバー制度システム整備費補助金が措置されたところであるが、団体規模・システム類型別に上限額が設定されたことで、地方側に多額の負担が生じる可能性が生じている。

全国知事会としては、これまでもマイナンバー制度導入に係る経費について、 地方に新たな経費負担が生じることのないように要請してきたところである が、改めて次のとおり要請する。

マイナンバー制度の導入に伴うシステム及びネットワーク構築・改修や維持 管理に要する経費については、マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

特に、国が設定した上記補助金の上限額と、地方の見積額に乖離が生じているものについては、その原因を分析し、地方側に示すとともに、不足が生じる場合には、必要な財政措置を講じること。

平成26年5月15日

全国知事会 会長

京都府知事 山田 啓二

全国知事会 情報化推進プロジェクトチームリーダー 徳島県知事 飯泉 嘉門